

令和 4 年度帰国・外国籍児童生徒等の早期適応のための
サポーター【派遣】支援事業実施要項

1 目的

「令和 4 年度帰国・外国籍児童生徒等の学校生活への適応を支援する事業実施要項」に基づき、サポーター派遣にともなう必要な事項を定める。

2 主催

公益財団法人福島県国際交流協会（以下、「協会」という。）

3 実施期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

4 対象団体

次のいずれかに該当する市町村教育委員会または市町村国際交流協会等。なお、一団体あたり一回限りの依頼とする。

- (1) 協会からのサポーター派遣の実績がない市町村教育委員会等
- (2) 協会からのサポーター派遣実績はあるが、サポーターの活動に関わる経費の予算措置がないことについて合理的な理由があり、必要な補正予算の計上が確実であると認められる市町村教育委員会等で、協会がサポーター派遣の緊急性及び必要性が高いと認めた市町村教育委員会等

5 対象児童生徒等

対象団体において、言葉や習慣等の違いにより学校生活への早期の適応に支障があると判断した帰国・外国籍児童生徒等であって、協会が緊急性及び必要性が高いと認めた者

6 サポーター

協会が適任者と認めた者。

7 サポーターの活動

次の日本語初期指導等または通訳の活動を行うこととする。

なお、日本語初期指導を行うにあたっては、文部科学省『外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント（DLA）』の「学習目標例（初期指導）」を参考とする。

(https://www.mext.go.jp/content/1422838_03.pdf)

- ① 対象児童生徒等に対する初期の日本語指導
- ② 対象児童生徒等に対する母語でのケア
- ③ 入学・編入学手続きや三者面談、進路相談など対象児童生徒等の保護者等と学校との意思疎通をサポートするための通訳

8 経費

- (1) 協会は、サポーターの活動に必要な下記の経費を負担する。

○謝金：原則として一回 2 時間まで 3,000 円とする。必要があれば別途協議する。

○旅費：協会旅費規程に基づいた金額とする。

○旅行傷害保険：自宅から活動場所までの移動中及び活動中における国内旅行傷害保険

○その他：サポーター活動に係る打合せ等の協会職員の旅費

(2) 依頼団体は、その他、教材等活動に必要な経費を負担する。

9 派遣回数

予算の範囲内で①②③合計で最大25回(サポーターが同席する事前協議、中間検討会、最終検証会を含む)とする。ただしこれによりがたい場合は別途協議する。

10 実施方法

ア 市町村教育委員会等は、協会にサポーター紹介派遣依頼書(様式第1号)及び対象児童生徒等に関する事前調書を提出する。協会は必要に応じて市町村教育委員会等と対象児童生徒の事前面談をする。

イ 協会は、事前調書をもとに適任者を選定し、活動するサポーターについて市町村教育委員会等にサポーター派遣決定(様式第2号)を通知するとともに、サポーターに対して市町村教育委員会等への派遣に関わる委嘱状等を交付する。

ウ 市町村教育委員会等は、協会、学校、サポーター、保護者等による事前協議及び最終検証会を開催する。なお、必要に応じて中間検討会を実施する。

エ 市町村教育委員会等は、サポーターの活動に必要な教材等を準備する。

オ 学校は、サポーターが記載するサポーター活動連絡簿等(形式は任意)により、情報交換を随時行い、サポート事業が効果的に行われるように努める。

カ 市町村教育委員会等は、最終検証会終了後速やかに、協会に対して活動報告書(様式第3号)を提出する。

キ 協会は、提出された活動報告書の内容を確認した後、サポーターに謝金及び旅費を支払う。